

民事訴訟法改正要綱中間試案

第 1 計画審理

1 裁判所及び当事者の責務

裁判所及び当事者は、民事訴訟が計画的に進行されるよう努めなければならないものとする。

2 審理の計画を策定すべき事件

裁判所は、事件が複雑であるなどその適正かつ迅速な審理の実現のために審理の計画を定める必要があると認められるときは、当事者双方との間で、審理の計画を定めるための協議をし、その結果に基づいて審理の計画を定めなければならないものとする。

3 審理の計画の内容

2 の審理の計画には、争点及び証拠の整理を行う期間、証人及び当事者本人の尋問を行う期間、審理の終期その他民事訴訟が計画的に行われるために必要な事項を定めなければならないものとする。

(注 1) 審理の計画において、「判決の言渡し時期」を定めるものとする考え方については、なお検討する。

(注 2) 裁判所は、審理の進行に応じて審理の計画をより具体化するなど、これを変更する必要があるときは、改めて当事者双方との間で協議をし、その結果に基づいてこれを変更することができるものとする。

4 審理の計画の効力

A 案 2 の審理の計画が定められている場合において、裁判所又は裁判長が特定の事項に関する攻撃又は防御の方法を提出すべき期間を定めたときに、当事者が当該期間を経過した後に提出した当該攻撃又は防御の方法につい

ては、これを提出したことにより当該審理の計画の遂行に支障を来すおそれがあると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができるものとする。ただし、その当事者が当該期間内にこれを提出することができなかつたことについてやむを得ない事由があることを疎明した場合はこの限りでないものとする。

B案 A案の期間を経過した後に当事者が提出した当該攻撃又は防御の方法の却下については、時機に後れて提出された攻撃又は防御の方法の却下についての一般的規定（法157条1項）の適用によるものとする。

（注1）裁判所は、当事者の意見を聴いて、2の審理の計画に定められた「争点及び証拠の整理を行う期間」（争点整理期間）を確定させる旨の裁判をすることができるものとし、当事者が確定された争点整理期間を経過した後に提出した攻撃又は防御の方法については、当該期間内にこれを提出することができなかつたことについてやむを得ない事由があることを疎明しない限り、これを却下することができるものとする考え方については、なお検討する。

（注2）特定の事項に関する攻撃又は防御の方法を提出すべき期間が定められている場合において、当事者が当該期間を経過した後に当該攻撃又は防御の方法を提出したことにより2の審理の計画の遂行を妨げ、訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、訴訟費用の一部（ただし、遅滞によって生じたものではないと認められる訴訟費用を除く。）を負担させることができるものとする考え方については、なお検討する。

第2 証拠収集等の手続の拡充

1 提訴予告通知制度

訴えの提起をしようとする者が当該訴えの相手方となるべき者に対して当該訴えの提起を予告する旨の書面による通知（以下「提訴予告通知」という。）をしたときは、提訴予告通知をした者（以下「通知者」という。）及び提訴予告通知を受けた者（以下「被通知者」という。）は、2以下の証拠収集等の手続を利用することができるものとする。

（注1）提訴予告通知の記載事項については、
提起しようとする訴えの請求の概要及び紛争の要点（法272条、民事調停

規則 2 条参照),

訴えの提起をする旨の告知

で足りるものとするの考え方も含め, なお検討する。

(注 2) 提訴予告通知がされた場合の効果については, 例えば,

証拠収集等の手続の利用を一定期間内に限るものとする考え方,

証拠収集等の手続が行われた場合には通知者は訴えの提起についての意向を改めて明らかにすべきものとする考え方,

証拠収集等の手続に要した費用を訴訟費用とする余地を認めるものとする考え方

も含め, なお検討する。

(注 3) 被通知者が証拠収集等の手続を利用する場合には,

被通知者があらかじめ提訴予告通知に対する回答を書面でしたことを要件とするか否か,

これを要件とする場合に, どのような事項を当該書面の記載事項とすべきかについては, なお検討する。

(注 4) 通知者及び被通知者は, 必ず訴訟代理人となりうる弁護士等を代理人として,

提訴予告通知及びこれに対する回答並びに証拠収集等の手続における申立て等を行わなければならないものとする考え方については, なお検討する。

2 訴えの提起前における当事者照会

通知者又は被通知者は, 相手方に対し, 訴えが提起された場合の主張又は立証を準備するために必要な事項について, 相当の期間を定めて, 書面で回答するよう, 書面で照会をすることができるものとする(法 163 条参照)。

(注) 通知者が被通知者に対して照会をする場合には, 被通知者が照会に応ずるとの書面による同意をすることを要件とするか否か, 被通知者が照会に応じないとの書面による拒絶をしないことを要件とするか否かについては, なお検討する。

3 訴えの提起前における証拠収集手続

(1) 文書の送付の囑託

裁判所は, 通知者又は被通知者の申立てにより, 一定の要件((注)参照)の下で, 文書の送付を囑託することができる手続を設けるものとする。

(注) 文書の送付の囑託又は後記(2)の調査の囑託の申立ての要件については, 例えば, 申立てに係る文書等が請求の理由の存否に係る証拠となるべきものであるこ

とが争点及び証拠の整理を行わなくとも明らかで、かつ、これを自ら収集することが困難であることを要するものとする考え方も含め、なお検討する。

(2) 調査の囑託

裁判所は、通知者又は被通知者の申立てにより、一定の要件（(1)（注）参照）の下で、調査を囑託することができる手続を設けるものとする。

（注）この制度の導入に当たっては、これが訴え提起前の手続であることにかんがみ、濫用的な申立てを防止することが必要であることから、そのための手当てが必要と思われるが、その方法については、調査事項の範囲を限定することを含め、なお検討する。

(3) 判定の囑託

裁判所は、通知者又は被通知者の申立てにより、一定の要件（（注）参照）の下で、専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を囑託することができる手続を設けるものとする。

（注）判定の囑託の申立ての要件については、(1)（注）と同様の要件に加え、囑託を受ける者の負担等を考慮してどのような要件を課すものとするのかについては、なお検討する。

(4) 現地調査手続

裁判所は、通知者又は被通知者の申立てにより、一定の要件（（注）参照）の下で、執行官に対し、紛争の現場の状況の調査を命ずることができる手続を設けるものとする。

（注）現地調査手続の申立ての要件については、(1)（注）と同様の要件も含め、どのような要件を課すものとするのかについては、なお検討する。

第3 専門訴訟への対応の強化

1 専門委員

(1) 専門委員からの意見聴取等

A 案

裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うに当たり専門的な知識経験が必要であると認めるときは、当事者の意見を聴いて、

ア 当事者双方が立ち会うことができる期日において、専門委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴くことができるものとする。

イ 専門委員に対し、特定の事項についての調査を命ずることができるものとする。

(注) イにおいては、専門委員は、調査の結果を書面で裁判所に報告しなければならないものとし、裁判所は、当該書面の写しを当事者双方に送付しなければならないものとする。

B 案

ア A 案（ア、イ）と同じ。

イ 裁判所は、証拠調べを行うに当たり専門的な知識経験が必要であると認めるときは、当事者の意見を聴いて、証拠調べを行う期日に専門委員を立ち合わせることができるものとし、この場合において、専門委員は、裁判長の許可を得て、証人、当事者本人又は鑑定人に対して直接発問をすることができるものとする。

ウ 裁判所は、和解を試みるに当たり専門的な知識経験が必要であると認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者双方が立ち会うことができる期日において、専門委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴くことができるものとする。

C-1 案

A 案において専門委員の事件への関与を認めるに当たり、当事者の意見を聴くことを要件としているのを、これに代えて、当事者の同意を得ることを要件とする案。

C-2案

B案において専門委員の事件への関与を認めるに当たり、当事者の意見を聴くことを要件としているのを、これに代えて、当事者の同意を得ることを要件とする案。

(注1) C-1案及びC-2案については、各案が認める関与方法の一部についてのみ当事者の同意を得ることを要件とする案も考えられるので、これらの案についても、なお検討するものとする。

(注2) 専門委員は、裁判所及び当事者双方との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって意見を述べるができるものとする。

(2) 専門委員の指定

裁判所は、当事者の意見を聴いて、事件に関与させるべき専門委員を指定するものとする。

(注) 裁判官の除斥・忌避に関する法23条から26条までの規定を専門委員について準用するものとする考え方については、なお検討する。

(後注) 専門委員の任免及び手当の在り方については、なお検討する。

2 鑑定

(1) 鑑定人に対する質問

ア 裁判所は、鑑定人に書面で意見を述べさせた場合において、当該意見の内容を明瞭にするため必要があると認めるときは、そのために必要と認める事項について、申立てにより又は職権で、更に書面又は口頭で意見を述べさせることができるものとする。

(注) 裁判所は、鑑定書が提出された後に進行協議期日等を利用して、鑑定人に更に意見を述べさせる事項について当事者双方との間で協議を行うことができるものとする。

イ アにより鑑定人が更に口頭で意見を述べる場合には，裁判所は，まず鑑定人に意見を述べさせるものとする。

ウ イの場合において，鑑定人に対する質問は，裁判長，その鑑定の出をした当事者，他の当事者の順序とするものとし，裁判長は，適当と認めるときは，この順序を変更することができるものとする。

(注) ウの場合における当事者から鑑定人に対する質問の方式については，いわゆる一問一答方式(民事訴訟規則115条1項参照)による必要がないものとする。ことを含め，所要の手当てをするものとする。

(後注) いわゆる口頭鑑定による場合の取扱いについて

ア 裁判所が鑑定人に当初口頭で意見を述べさせる場合についても，本文イ，ウと同様とするものとする。

イ 裁判所が鑑定人に当初口頭で意見を述べさせた場合において，当該意見を明瞭にする必要があると認めるときも，本文アからウまでと同様とするものとする。

(2) テレビ会議システムを利用した鑑定人の意見陳述

裁判所は，鑑定人に対して口頭で意見を述べさせる場合において，鑑定人が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは，最高裁判所規則で定めるところにより，隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって，鑑定人に意見を述べさせることができるものとする。

(後注1) 裁判長は，鑑定人に書面で意見を述べさせる場合には，鑑定人の意見を聴いて書面の提出期限を定めることができるものとする。

(後注2) 裁判所は，鑑定を命じた後に進行協議期日等を利用して，鑑定事項の内容及び鑑定資料等について当事者双方及び鑑定人との間で協議をすることができるものとする。

3 特許権等に関する訴えの専属管轄化

(1) 特許権等に関する訴えの管轄

特許権，実用新案権，回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下「特許権等に関する訴え」という。）について，法4条及び5条の規定により，東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所に管轄権が認められる場合には，東京地方裁判所の管轄に専属するものとし，大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所に管轄権が認められる場合には，大阪地方裁判所の管轄に専属するものとする。

（注1）著作権，商標権，意匠権及び不正競争防止法に関する訴えについても東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の管轄に専属するものとする考え方については，なお検討する。

（注2）特許権等に関する訴えの控訴事件は，東京高等裁判所の管轄に専属するものとする考え方については，なお検討する。

(2) 移送の特例

特許権等に関する訴えについての審理を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所以外の地方裁判所で行うことができるようにするための移送制度を設けるものとする。

（注）移送の要件については，例えば，著しい遅滞又は損害を避けるため必要があると認められる場合に他の地方裁判所に移送することができるものとする考え方などを含め，なお検討するものとし，その結果を踏まえ，移送先の地方裁判所についても，なお検討するものとする。

第4 簡易裁判所の機能の充実

1 少額訴訟に関する特則

少額訴訟に関する特則が適用される事件の範囲を定める訴額の上限額を引き

上げるものとする。

(注) 引上げの額については、簡易裁判所の事物管轄の拡大に関する検討に留意しつつ、なお検討する。

2 和解に代わる決定

(1) 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が原告の主張する事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、相当であると認めるときは、後記(3)の期間の経過時から一定の期間(例えば5年)を超えない範囲内において、原告の請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を後記(2)の定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めを付して原告の請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができるものとする。

(2) (1)の分割払の定めをするときは、被告が支払を怠った場合における期限の利益の喪失についての定めをしなければならないものとする。

(3) (1)の決定に対しては、当事者は、異議の申立てをすることができ、その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から2週間とするものとする。

(4) (3)の期間内に異議の申立てがあったときは、(1)の決定は、その効力を失うものとする。

(5) (3)の期間内に異議の申立てがない場合には、裁判上の和解が成立したときと同様とするものとする。

(後注) 簡易裁判所における新たな手続として、一定額以下の金銭の支払の請求を目的とする申立てについて、1回の審尋期日において審理を完了し、直

ちに決定を行うものとする手続（少額審判手続）を設けることについて検討をするものとする。

第5 裁判所への情報通信技術（IT）の導入

督促手続のオンライン化

督促手続において，インターネットを利用して支払督促の申立てをすることができるものとするとともに，支払督促の作成等を電磁的方法により行うことができるものとするための所要の手当てを講ずるものとする。

（後注）督促手続以外の民事訴訟に関する手続のオンライン化についても検討をするものとする。

第6 その他

1 電話会議システムを利用した弁論準備手続期日における和解等

裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって，弁論準備手続の期日における手続が行われる場合において，当該期日に出頭しないで当該手続に関与する当事者は，当該期日において，訴えの取下げ，和解並びに請求の放棄及び認諾をすることができるものとする。

2 受命裁判官による文書の証拠調べ

弁論準備手続を行う受命裁判官は，書証の申出（文書提出命令の申立てを除く。）についての裁判を行い，文書の証拠調べをすることができるものとする。